

天草マラソン大会にご声援・ご協力を！

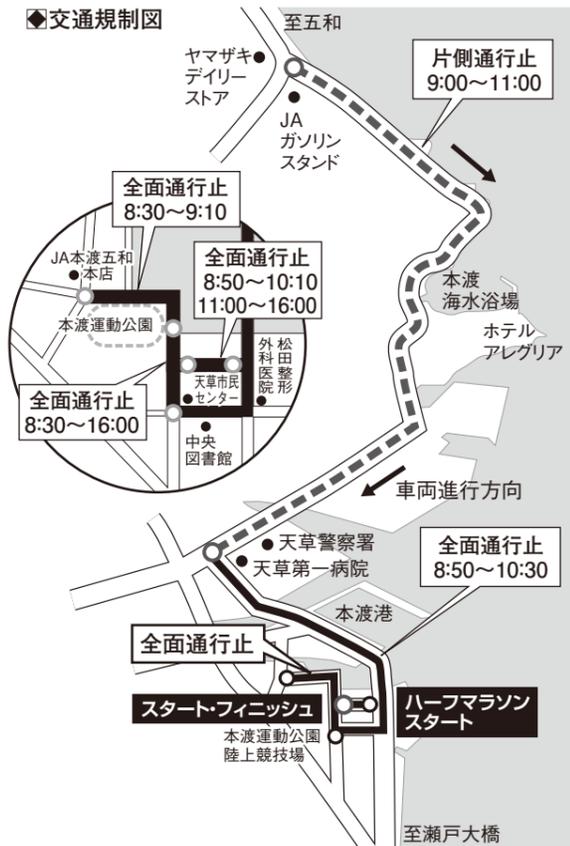
第6回天草マラソン大会を開催します。今大会は、東日本大震災復興支援大会として、2000年シドニーオリンピック女子マラソン金メダリストの高橋尚子さんをゲストに迎え、フルマラソン（日本陸上競技連盟公認コース）とハーフマラソンを実施。フルマラソンは本渡運動公園陸上競技場前をスタート・苓北町西川内で折り返し、ハーフマラソンはゴルフ練習場横をスタート・五和町御領で折り返します。皆さんの温かいご声援をお願いします。

また、当日の同陸上競技場内では、地元の物産販売なども実施します。ご家族や友だちどうして、ぜひご来場ください。

なお、大会の開催に伴い、車両の交通規制が行われます（右図参照）。この交通規制に伴い、午前8時50分から同11時までの路線バスと本渡市街地循環バスが運休または路線を変更します。皆様のご協力をお願いします。

- と き=11月27日⑧
- ところ=本渡運動公園陸上競技場前スタート
同競技場フィニッシュ
(ハーフマラソンはゴルフ練習場横スタート)
- スタート時間=フルマラソン…午前9時00分
ハーフマラソン…午前10時00分

【問い合わせ先】天草マラソン大会事務局(本庁〔別館〕・社会体育課内〔内線2526〕)



年金情報

国民年金保険料は全額が所得控除の対象になります。年内に納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」の対象となり、所得税や市・県民税を計算するときに、納付した全額が所得から控除されます。この控除を受けるには、日本年金機構から送付される「控除証明書」が必要で、9月30日までに保険料を納めた人は11月上旬に、10月から納めた人には平成24年1月下旬に送られてきます。この証明書は、年末調整や確定申告の際に必要となりますので、大切に保管しておいてください。なお、ご家族の国民保険料を納付した場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られてきた「控除証明書」を添付して申告してください。

【問い合わせ先】日本年金機構控除証明専用ダイヤル ☎0570(070)117

本渡歴史民俗資料館秋期企画展 『天草今昔 - 麦島勝が見た昭和 -』 を開催します

写真に記録された天草と八代の昭和の暮らしを、皆さん、ぜひご覧ください。

- と き=開催中～12月25日⑧までの午前8時30分から午後5時まで(月曜日休館、また同9日⑨午後は観覧できません)。
- ところ=本渡歴史民俗資料館(今釜新町)。
- 内容=麦島勝氏(アマチュア写真家・八代市在住)が撮影した、写真約100点を展示。

【問い合わせ先】本渡歴史民俗資料館 ☎③5353

「しめ縄」づくり体験講座の参加者を募集します

- ▶と き=12月10日④①9:00～②13:30～。
- ▶ところ=天草文化交流館。
- ▶対象=市内に在住している人。
- ▶定員=①②各10人(先着順)。
- ▶参加料=500円(当日徴収)。
- ▶申込方法=電話またはFAX(住所、氏名、電話番号を記入)で、11月16日④から同23日④までに天草文化交流館 ☎・FAX ☎5665へお申し込みください(月曜日休館)。



【問い合わせ先】天草文化交流館 ☎5665

第4回『みんな楽しく♪ピアノの日』参加者募集

市では、市民の皆さんに、天草市民センターホールのステージで気軽にグランドピアノを弾いてもらおうと、“ホールでピアノを弾こう！”をテーマに開催する演奏会『みんな楽しく♪ピアノの日』の参加者を募集します。

参加料は無料です。皆様のご参加をお待ちしています。



- 応募資格=市内在住の人。
- 演奏種目・時間=ソロまたは連弾、アンサンブルで、1組1曲5分以内。
- 募集組数=70組(申し込み多数の場合は抽選)。
- 申込方法=天草市民センターまたは本庁(別館)・文化課に備え付けの申込用紙に必要事項を記入し、平成24年1月6日④までに同所へ持参またはFAX ☎2744でお申し込みください。

- と き=平成24年2月5日⑧ 午後1時開演。
- ところ=天草市民センターホール。

【問い合わせ先】本庁(別館)・文化課文化振興係(内線2534)

特設人権相談所を開設します

人権週間…12月4日⑧～同10日⑤

各地区の人権擁護委員の皆さんが、人権問題や家庭問題、金銭問題などの相談に応じます。相談は無料で、秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください。

◆特設人権相談所開設日程

と き	と ころ
12月5日⑧	一町田公民館(河浦町)
12月6日⑨	牛深総合センター
	御所浦島開発総合センター
	栖本福祉会館
12月7日⑩	新和町民センター
	市男女共同参画センターばばらす
12月8日⑪	天草支所
12月9日⑫	有明老人福祉センター
	宮田公民館(倉岳町)
	五和町コミュニティセンター

※時間はいずれも午前10時から午後3時まで。

■人権擁護委員の仕事は

- 常設相談所・特設相談所において、面談または電話による人権相談に応じます。
- もし人権を侵された人がいた場合には、相談相手になって救済の手続きをします。
- 市民一人ひとりの人権意識を高めるため、さまざまな人権啓発活動を行っています。



【問い合わせ先】天草人権擁護委員協議会(熊本地方務局・天草支局内) ☎②2467